

## 平成 29 年度食品、添加物等の夏期一斉取締り実施結果

夏期に多発する食中毒等、食品による事故の発生を未然に防止し、積極的に食品等の衛生及び表示の信頼性の確保を図り、市民に対する食の安全・安心対策を推進するために、夏期一斉取締りを実施しましたので、その結果をお知らせします。

### 1 実施期間

平成 29 年7月3日から同月 31 日

### 2 実施結果

#### (1)施設の監視指導実施状況

スーパーマーケット等の食品量販施設、社会福祉施設や病院等の集団給食施設、広域流通食品を製造・販売する施設を中心に、延べ 334 施設に対して、施設の衛生状況、食品の取り扱い、食品表示等について監視指導を実施したところ、以下のとおりでした。

- ・食品衛生法違反(不備含む)件数 6 施設
- ・食品表示法違反(不備含む)件数 0 施設

#### 【違反(不備含む)内容詳細】

違反又は不備内容	業種	件数	概要
食品衛生法第 52 条第 1 項違反 【無許可営業】	飲食店営業	1	必要な営業許可の未取得
	食肉販売業	1	
食品衛生法第 51 条第 1 項違反 【施設基準違反】	飲食店営業	4	営業施設に必要な設備の不備

#### (2)食品等の検査結果

市内で製造又は販売されている食品について、食品の規格、残留農薬、微生物汚染の検査を 22 件実施したところ、規格基準等を逸脱する違反食品はありませんでした。

#### (3)衛生講習会等実施状況

市民及び食品等事業者に対して、食品衛生に関する知識を普及・啓発するために、食品衛生講習会の開催、市ホームページや広報紙への食中毒予防情報の掲載を行いました。